

平成28年度第1回作業報酬審議会 摘録

日 時 平成28年8月29日（月）14時00分～16時10分

場 所 明治安田生命ビル10階 資産運用課会議室

出席者 審議会委員 5名
事務 局 財政局（7名）
参 考 人 総務企画局行政改革マネジメント推進室（1名）
建設緑政局技術監理課（1名）
傍 聴 人 なし

諮 問 (1) 平成28年度 10月以降の特定業務委託契約作業報酬下限額の諮問
(2) 平成29年度 特定業務委託契約作業報酬下限額の諮問

議 題 (1) 公契約制度の運用状況等について
(2) 平成28年度 10月以降の特定業務委託契約作業報酬下限額についての審議
(3) 平成29年度 特定業務委託契約作業報酬下限額についての審議

開 会

1 特定業務委託契約の作業報酬下限額について諮問

上記の諮問事項について、諮問書を資産管理部長から審議会会長に手交

議 事

1 報告事項

(1) 公契約制度の運用状況等について（公開）

平成23年度から平成27年度の公契約制度の対象契約の施行状況について報告する。

特定工事請負契約については、平成23年度は15件（平均落札率76.2%）、平成24年度は29件（平均落札率86%）、平成25年度は17件（平均落札率92.1%）、平成26年度は15件（平均落札率97.9%）、平成27年度は11件（平均落札率95.0%）であった。

各年度において、作業報酬下限額に比べ、平均賃金が500円以上高い業種が数件あった。

特定業務委託契約については、平成23年度34件、平成24年度は184件、平成25年度は180件、平成26年度は186件、平成27年度は192件であった。

平成23年度については、4月1日契約について、公契約の適用がなかったため数が少なくなっている。平成24年度以降は全期間が対象となっており、概ね180件から190件程度で推移している。

平成28年度から追加された給食調理業務は、8月末現在、19件であり、平成28年度の実績は、200件程度を予定している。

指定管理施設については、平成27年度は214施設が対象となっている。

特定工事請負契約及び特定業務委託契約（指定管理を含む）において、条例違反となる作業報酬下限額を下回るような賃金の支払いはなかった。

(2) 平成28年度 10月以降の特定業務委託契約作業報酬下限額について

(3) 平成29年度 特定業務委託契約作業報酬下限額について

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

2 審議事項

(1) 平成28年度 10月以降の特定業務委託契約作業報酬下限額について（非公開）

(2) 平成29年度 特定業務委託契約作業報酬下限額について（非公開）

→ 平成28年度10月以降の特定業務委託契約作業報酬下限額及び平成29年度特定業務委託契約作業報酬下限額を定めるに当たっての額については、継続審議

閉 会

平成28年度第2回作業報酬審議会 摘録

日 時 平成28年9月2日（金）14時00分～14時30分

場 所 明治安田生命ビル10階 資産運用課会議室

出席者 審議会委員 5名
事務局 財政局（7名）
参考人 総務企画局行政改革マネジメント推進室（1名）

議 題 （1）平成28年度 10月以降の特定業務委託契約作業報酬下限額について
（2）平成29年度 特定業務委託契約作業報酬下限額について

審 議

（1）平成28年度 10月以降の特定業務委託契約作業報酬下限額について

【答 申】 全会一致で賛成

ア 平成28年9月30日以前に契約した平成28年度の特定業務委託契約、
又は平成28年9月30日以前に公告その他の申込みの誘引を行った若し
くは行う平成28年度の特定業務委託契約の作業報酬下限額
930円

イ 平成28年10月以降に公告その他の申込みの誘引を行い、平成29年3
月31日までに契約を行う特定業務委託契約の作業報酬下限額
935円

（2）平成29年度 特定業務委託契約作業報酬下限額について

【答 申】 全会一致で賛成

964円

閉 会

審議会終了後、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交

平成28年度第3回作業報酬審議会 摘録

日 時 平成29年3月28日（火）13時00分～13時40分

場 所 明治安田生命ビル10階 資産運用課会議室

出席者 審議会委員 5名
事務 局 財政局 6名
関係 局 建設緑政局技術監理課 1名

議 題 (1) 特定工事請負契約の作業報酬下限額について
(2) その他

開 会

(1) 特定工事請負契約に係る作業報酬下限額について

「特定工事請負契約の作業報酬下限額について」の諮問書を財政局長から審議会会長へ手交

この審議会は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条により、公開とされているが、本日の審議会については、同条例第5条第3項の規定により、会議を公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる審議に該当するものであると考えられることから、非公開とする

審 議

結論（全会一致）

「特定工事請負契約の作業報酬下限額について」は、平成29年3月から適用される公共工事設計労務単価の91%の額とすることを審議会として決定する。

(2) その他 報告

- ・川崎市契約条例第7条に規定する特定工事請負契約に該当する労働者及び事業者へのアンケート実施の経過報告

閉 会

審議会終了後、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交